④　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　施工計画の内容が著しく不適当でない者及び評価項目に対し全項目において施工計画の提案があり、技術提案書が所定の枚数を超えていない者。なお、提出に必要な評価項目の詳細は、入札説明書によるものとする。

３　施工技術競争型総合評価方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を求め、技術提案の技術評価点50点以上の者を選定し、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）を「契約目安価格」と読み替え、選定された者の入札書の開札を行い、契約目安価格の２割増しの範囲内での入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。この場合、落札者の提示した価格が契約目安価格を上回る場合は当該価格について確認協議を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。確認協議の主目的は、契約目安価格を超えた入札となった場合に、契約目安価格を超えた理由を確認した上で契約するためのものである。

⑵　技術提案及び入札書の提出　申請者は、申請書、確認資料等の提出資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）及び技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。

⑶　技術提案に関する事項　技術提案は、次の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成する者とする。

評価項目㋐から㋓のうち、「１項目でも施工計画の提案がなかった場合」、「１項目でも不可がある場合」、「技術提案書が所定の枚数を超えている場合」、「技術提案書の一部が不採用の場合」は不適格とする。

また、評価項目㋐から㋓の提案に対する提案の有効性を、評価指標をもとに総合的に評価するものとする。

①　施工計画（施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。）

㋐　施工体制・手法

㋑　鋼管杭の品質確保

㋒　特別な安全管理

㋓　環境保全

⑷　技術提案の評価項目及び評価基準　技術提案の評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

①　施工計画

㋐　施工体制・手法

・工事を確実に履行するための施工体制及び「品質管理、安全管理及び工程管理」の手法と具体的な取り組み（下記㋑、㋒に関する提案は除く。）

・コンクリートの配合の変更又は添加材の追加等が伴う材料自体の変更についての技術提案は不採用とする。

・技術提案の実施において、第三者との協議が必要で、それにより実施の可否が左右される提案については不採用とする。

・交通保安要員の追加配置に関する技術提案は不採用とする。

・技術提案のうち、過度に費用がかかると発注者が判断したものは不採用とする。

・３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㋑　鋼管杭の品質確保

・鋼管杭の施工精度を高めるために重要と思われる対策について、期待できる効果を含め記述

・技術提案の実施において、第三者との協議が必要で、それにより実施の可否が左右される提案については不採用とする。

・技術提案のうち、過度に費用がかかると発注者が判断したものは不採用とする。

・３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㋒　特別な安全管理

・深層改良工の施工において人家、埋設物等（光ケーブル幹線、高圧線、大型水路等）に対する安全対策について、期待できる効果を含めて記述

・技術提案の実施において、第三者との協議が必要で、それにより実施の可否が左右される提案については不採用とする。

・技術提案のうち、過度に費用がかかると発注者が判断したものは不採用とする。

・３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㋓　環境保全

・周辺環境への配慮すべき項目・対策（騒音・CO_2削減）について期待できる効果を含め記述

・汚濁水の処理、振動対策に関する技術提案は不採用とする。

・技術提案の実施において、第三者との協議が必要で、それにより実施の可否が左右される提案については不採用とする。

・技術提案のうち、過度に費用がかかると発注者が判断したものは不採用とする。

・３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

⑸　技術提案の評価指標（判定方式）　技術提案の評価指標は次のとおりとする。

①　優　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。

②　良上　「優」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

③　良　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。

④　良下　「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

⑤　可　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの。

⑥　不可　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準を満たしていない内容のもの。